

岐阜県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生する地域社会を目指して～

概要版

岐阜県

平成26年4月

計画の基本方針

「人と動物が共生する地域社会」の実現

動物の所有者は、その飼養する動物が命を終えるまで適切に飼養することが責務であり、動物愛護の原則です。

さらに、地域において、人と動物がよりよい関係を築くためには、人が動物に対して抱く意識は様々であることを前提とした上で、動物を飼う人と飼わない人、動物を愛する人とかならずしも好まない人が我慢や対立することなく、相互に理解を深めていくことが何よりも大切です。

動物の飼養を巡る様々な問題は、行政や個人の取組みだけでは解決できるものではなく、県民、動物の飼い主、動物取扱業者、動物愛護団体、獣医師会及び行政等が、一体となり取り組む必要があります。

本計画の基本方針は、すべての県民による「人と動物が共生する地域社会」の実現を目指すことです。

計画の位置づけ

- 動物愛護管理法第6条の規定により策定
- 環境省の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「動物愛護管理基本指針」とする。）に即し、関係施策を推進
- 対象とする動物は人が所有または占有する動物

計画の期間

- 平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間
- 5年後（平成30年度）を目処に見直し

各主体の責務と役割

県民	理解と協力 動物を飼養する人とならない人のよりよい関係の構築
飼養者	終生にわたる適正飼養 法令や地域ルールへの遵守
動物取扱業者	法令遵守 飼い主へ適正飼養に関する助言
動物愛護推進員	行政への協力 動物愛護と適正飼養の普及啓発
動物愛護団体	各主体への協力・支援 地域住民からの理解
(公社) 岐阜県獣医師会 岐阜大学応用生物科学部	専門的知見から動物由来感染症発生防止 動物愛護及び適正飼養の推進
市町村	生活環境を損なう不適切な飼養者への指導 犬の登録及び狂犬病予防注射 被災動物の救援
県	犬及び猫の保護、引取り 動物取扱業者や特定動物の飼養施設の監視指導 動物の愛護と適正飼養の普及啓発 動物由来感染症（狂犬病を含む）対策 災害時の被災動物の救護等 動物愛護推進員の委嘱 行政担当職員研修の実施 「岐阜県動物愛護センター」の運営

計画の推進状況の評価

この計画の進捗状況については、県政モニターへのアンケート調査をはじめ、「犬及び猫の引取頭数」、「犬及び猫の殺処分率」を指標として、適宜、評価していきます。

指標1 犬及び猫の引取頭数

環境省が作成した「動物愛護管理基本指針」に準拠し、本計画においても「犬及び猫の引取頭数の75%削減」（平成16年度を基準とする）を目標とします。

犬の引取りについては平成16年度から平成24年度までに約47%減少し、猫の引取りについては、約40%減少しています。しかし、犬の引取頭数が1,089頭に対して、猫の引取頭数は2,443頭と約2倍になっています。

本計画の目標を達成するためには、猫の引取頭数を大幅に減らしていく必要があります。

目標1

平成16年度 犬及び猫の引取頭数（犬の捕獲を含む）	6,112頭
---------------------------	--------

↓ 75%削減

平成35年度 犬及び猫の引取頭数（犬の捕獲を含む）	1,428頭
---------------------------	--------

指標2 犬及び猫の殺処分率

飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡等を一層推進し、保健所に收容された「犬及び猫の殺処分率35%以下」を目標とします。

目標2

平成16年度 犬及び猫の殺処分率	79%
------------------	-----

↓ 44%削減

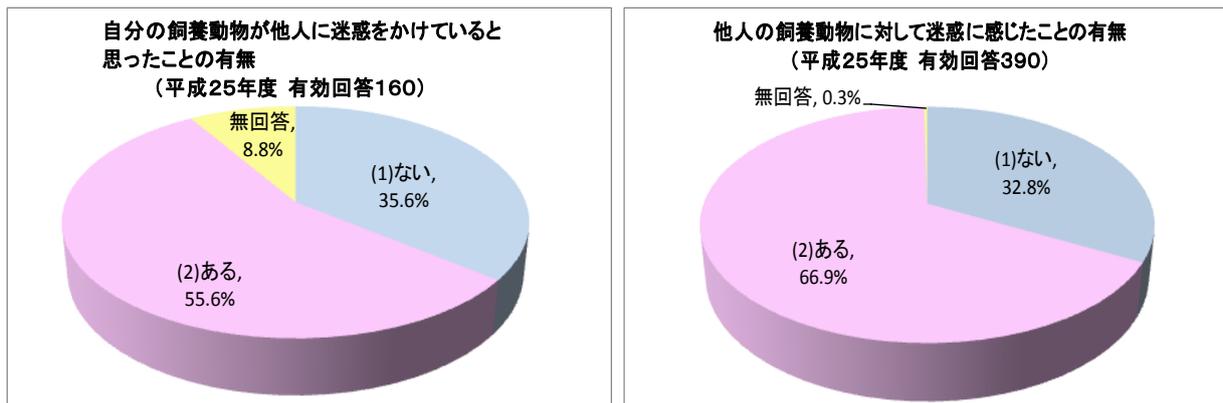
平成35年度 犬及び猫の殺処分率	35%
------------------	-----

現状と課題

○動物に対する県民の意識（H25年度 岐阜県県政モニターアンケート調査結果）

課題：県民が迷惑に感じる事のない動物飼養の推進

ペットを飼っている人の55.6%が、他人に迷惑をかけているかもしれないと思ったことがあり、飼っていない人の66.9%が、他人のペットを迷惑であると感じたことがありました。



○保健所等への苦情

課題：犬及び猫の適正飼養の推進

平成24年度、保健所等12カ所に565件の犬及び猫に関する苦情が寄せられており、その内容の多くは犬と猫の不適正な飼養が原因です。

○犬の飼養と譲渡等

課題：狂犬病予防注射の接種率の向上

こう傷事故の発生及びけい留義務違反の防止

動物の所有者明示措置（標識、マイクロチップ等）の推進

終生にわたる適正飼養の推進

登録犬の狂犬病予防注射接種率は80%前後で推移しています。

犬によるこう傷事故は減少傾向にあり、平成24年度は58件でした。また、けい留義務違反は、毎年200件以上あります。

所有者明示の措置がないため所有者不明として保健所に収容された犬の頭数は、平成24年度は534頭であり、これは平成15年度に比べて約57%減少しました。

保健所収容犬の返還と譲渡の状況

年度	保健所収容頭数			返還頭数	譲渡頭数	処分頭数	殺処分率 (%)
	捕獲	引取り	合計				
15	1,254	1,251	2,505	201	657	1,647	65.7
24	534	555	1,089	441	408	240	22.0

※殺処分率＝殺処分頭数／保健所収容頭数

○猫の飼養と譲渡等

課題：子猫の引取頭数の減少対策

猫の引取頭数は、平成24年度は2,443頭であり、これは平成15年度に比べて約1/2に減少しました。しかし、譲渡するのが適当でない離乳前の飼い主不明の子猫が収容されるケースが多く、平成24年度の譲渡率は約24%でした。

猫の譲渡・殺処分の状況

年度	引取頭数	譲渡頭数	処分頭数	譲渡(%)
15	4,679	622	4,057	13.3
24	2,443	592	1,851	24.2

○動物取扱業

課題：動物取扱業の法令遵守の徹底

平成24年度に全国の消費生活センターに寄せられたペット購入に関わる相談件数は、1,200件を超えています。

平成24年の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」とする。）の改正により既存の動物取扱業を第一種動物取扱業と規定し、犬猫等販売業に新たな規制を設ける等、規制が強化されました。

○人と動物のハーモナイズ事業

課題：効果的な事業の検討

動物愛護センターにおける事業の拡充

動物の愛護と適正飼養を推進するため、各種イベント等を県が企画し実施しています。

平成24年度 人と動物のハーモナイズ事業

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 動物愛護教室 | 4 動物愛護推進協議会の開催 |
| 2 愛犬のしつけ方教室 | 5 動物愛護推進員活動の支援 |
| 3 動物愛護週間行事 | |

○動物愛護推進員

課題：動物愛護推進員活動の拡充

平成25年4月1日現在、動物愛護推進員151名を委嘱し、県内各保健所との連携の下、地域における動物の愛護と適正飼養の推進に向け、様々な活動にあたっています

○被災動物の救援

課題：被災動物救援計画の充実及び動物救援資材の備蓄

各主体との連携強化

県と（公社）岐阜県獣医師会は「災害時における動物の救護活動に関する協定書」を締結しました。また、県では「岐阜県地域防災計画」に被災動物の救援体制に関する項目を規定するとともに「岐阜県被災動物救援計画」及び「岐阜県被災動物救援本部設置要綱」を策定しました。

○動物愛護の拠点施設

課題：「譲渡の促進」「動物愛護の普及啓発」「被災動物の救援」に向けて効果的な運営

平成26年4月に岐阜県動物愛護センターが開設します。

具体的な取組み

○普及啓発活動の充実

- プラン1 県民のネットワーク等を活用した普及啓発活動の推進
- プラン2 市町村の広報媒体による普及啓発活動の推進
- プラン3 ホームページを利用した普及啓発の充実
- プラン4 動物愛護推進員による講習会の開催
- プラン5 学校飼育動物の適正飼養等に関する研修
- プラン6 動物愛護週間行事の開催



プラン3

- ・県のホームページにおいて、本計画の進捗状況、各主体の取組み状況などの情報を幅広く発信し、内容の充実を図っていきます。
- ・動物愛護センターのホームページを新たに開設し、譲渡可能な犬及び猫の情報発信及び適正飼養に関する啓発を行います。

プラン6

- ・動物愛護センターで、動物愛護普及啓発の拠点として、年間を通してイベントを行うとともに動物愛護週間行事を実施します。

○終生飼養の推進

- プラン7 終生飼養の普及啓発
- プラン8 所有者明示（個体標識）措置の徹底
- プラン9 収容動物の適正譲渡の推進
- プラン10 収容動物検索サイトの拡充の検討



プラン7

- ・動物愛護センターにおいて譲渡前講習会等を行い、優良な飼い主を育てます。
- ・動物販売業者に対して、販売時には、購入者に対し、あらかじめ現物を確認させるとともに飼養方法等を対面で説明することの徹底を図り、動物の安易な購入を防ぎます。
- ・犬猫等販売業者に対して、業者が作成する「犬猫等健康安全計画」の中で終生飼養の確保を図ることを指導し、その遵守を徹底します。

プラン8

- ・動物愛護センターで譲渡する犬及び猫にマイクロチップを装着し、所有者明示方法のひとつとして啓発を行います。

プラン9

- ・譲渡対象者及び譲渡動物の選定基準を明確にして、動物の譲渡を円滑に行うための仕組みを構築していきます。また、譲渡先の状況について追跡調査を行い、譲渡された動物が適正に飼養されていることを確認するとともに、必要な指導を行います。
- ・動物愛護センターから譲渡する犬及び猫は、繁殖制限措置を行い、不必要な繁殖に関する啓発を行います。

○動物の健康保持及び地域の生活環境の保全

- プラン11 犬の登録と狂犬病予防注射の推進
- プラン12 「犬のしつけ」の推進
- プラン13 犬の飼い主への地域ルールの徹底
- プラン14 猫の屋内飼養の推進
- プラン15 猫への不適切な給餌行為に関する普及啓発
- プラン16 特定動物の飼い主の社会的責任の徹底
- プラン17 動物取扱業への監視強化
- プラン18 動物購入時の確認事項の周知
- プラン19 動物介在活動の推進
- プラン20 身体障害者補助犬の普及啓発
- プラン21 県民の意識調査の実施
- プラン22 実験動物取扱施設に対する普及啓発
- プラン23 畜産業者等への普及啓発



プラン12

- ・動物愛護センターにおいて、定期的に犬のしつけ方教室を実施し、飼い主をサポートしていきます。

プラン15

- ・町内会、自治体及びボランティアと連携しながら、地域で飼養する猫への取組みを検討し、動物愛護センターでは、みだりに繁殖するのを防ぐための不妊去勢措置に対する支援を行います。

プラン17

- ・平成24年度の動物愛護管理法の改正による新たな制度の周知徹底を図ります。動物取扱業者に対する監視について、事業の規模や施設設置場所における住民の生活環境等を考慮し、年間に監視すべき回数を定め、効率的に実施していきます。

○動物の愛護管理推進への基盤づくり

- プラン24 動物愛護推進協議会の運営
- プラン25 動物愛護推進員活動の活性化
- プラン26 動物愛護管理担当職員の資質向上
- プラン27 市町村担当職員の研修
- プラン28 動物取扱責任者の資質向上
- プラン29 狂犬病発生時の体制整備
- プラン30 被災動物救援体制の整備
- プラン31 ボランティアネットワークの構築
- プラン32 動物の愛護管理に関する拠点施設の運営



プラン25

- ・災害時の動物救援に関する研修会を行う等、動物愛護推進員の知識向上を図ります。
- ・動物愛護推進員が行う勉強会や自主研修などを支援し、動物愛護推進員の活動について情報を発信することにより、社会での認知度を高め、活動の場の拡大を図ります。

プラン30

- ・被災動物救援計画の充実及び動物救援資材の備蓄を図るとともに、市町村の取組みを支援していきます。さらに、ペットとの同行避難訓練等を通して被災時の対応について広く県民へ周知し、飼い主に対しては動物個体標識の装着をはじめ、災害時の移動用容器や餌の確保などに努めるよう普及啓発していきます。
- ・動物愛護センターを被災動物救援の拠点施設として整備していきます。

プラン31

- ・ボランティアグループが、災害時のボランティアのリーダーとして活動できるよう、被災動物の飼養に関する研修会や意見交換会などを開催し、ボランティアリーダーを育成していきます。同時に、ボランティア間の交流を深め、被災時における組織的な活動ができるようネットワークの構築を図ります。

プラン32

- ・動物愛護センターでは「譲渡の促進」「動物愛護の普及啓発」「被災動物の救援」を大きな柱として取り組んでいきます。
- ・動物由来感染症に関する調査を行い、正しい知識を普及し、適正な飼養方法の啓発及び動物由来感染症の予防と発生時の適切かつ迅速な対応による蔓延防止につなげます。
- ・保健所で取り組んでいる動物愛護及び終生適正飼養の普及啓発をさらに盛り上げ、保健所での殺処分の減少につながるよう、動物愛護センターの効果的な運営を検討していきます。